

「再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城 3市共通理念」

第1章 基本的な考え方

1 策定の背景

国の刑法犯の認知件数は平成14年の285万 4,061 件をピークに減少を続け、平成28年には100 万件を下回りました。一方で、検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)は年々増加を続け、平成31年(令和元年)には48.8%と半数に近づいています。

再犯防止対策の必要性・重要性が高まる中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、地方自治体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策を策定し実施する責務と、再犯防止推進計画の策定に努めることが規定されました。

犯罪をした者等の中には、その背景に様々な生きづらさを抱えている場合があります。生きづらさを抱えた犯罪をした者等が地域社会で孤立することのないよう、「息の長い」支援に向けて、国、地方公共団体、民間協力者が一丸となって取り組むことが求められています。同時に、新たな犯罪被害者を生まないためにも、再犯を防止することにより市民の犯罪被害を防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

2 3市共通理念の目的

本共通理念は、社会的に弱い立場の人々を含む全ての人を地域社会全体で包み支え合うソーシャルインクルージョンの考え方のもと、犯罪をした者等が円滑に地域社会に復帰することができるよう、取組の方向性を示すものです。

なお、日野市・多摩市・稲城市の3市がこれまで「日野・多摩・稲城地区保護司会」と連携して再犯防止活動に取り組んできた経緯を踏まえ、3市を一つの地域として共通の課題を抽出するとともに、再犯防止の推進に向けた3市共通の基本方針と取組の枠組みを定めます。

3 3市共通理念の位置付け

本共通理念の内容に基づき、日野市・多摩市・稲城市の3市がそれぞれの実情に合わせて再犯の防止を推進する取組を総合的に進めるための個別計画(再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画)を策定します。

第2章 共通理念

1 再犯防止等を取り巻く3市の状況と課題

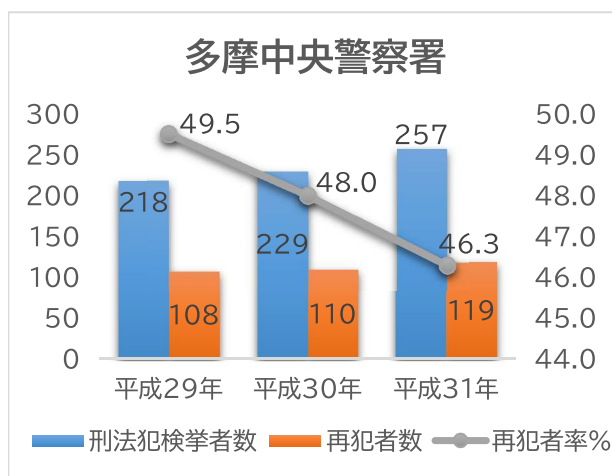
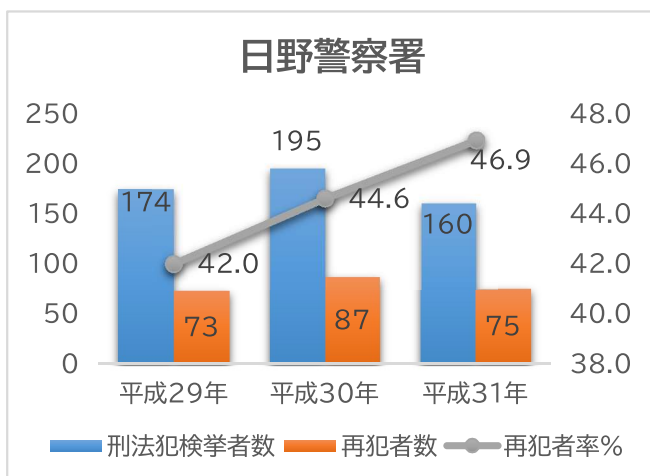
(1) 刑法犯再犯者検挙人員及び再犯者率(刑法犯検挙人員のうち再犯者の割合)※

3市における再犯者率については、警視庁や全国の再犯者率を若干下回っているものの、全体の半数近くが再犯者という状況であり、再犯防止を推進していくことが求められます。

(法務省矯正局東京矯正管区提供)

	平成29年		平成30年		平成31年(令和元年)	
	再犯者数	再犯者率	再犯者数	再犯者率	再犯者数	再犯者率
日野警察署	73	42.0%	87	44.6%	75	46.9%
多摩中央警察署	108	49.5%	110	48.0%	119	46.3%
警視庁	12,526	49.6%	12,573	49.5%	11,320	50.8%
全国	95,028	50.6%	92,023	50.5%	86,952	50.5%

※少年の検挙人員を含まない ※多摩中央警察署は多摩市と稲城市を管轄



(2)人口および高齢者人口の将来推計(平成 27 年を 100 とした場合の指数)

3市ともに総人口の伸びが見込めない中、高齢者人口は全国平均及び東京都平均を上回る割合で増加していくことが見込まれています。＜参考＞にあるように、検挙人員全体に占める高齢者の割合が大きく上昇しているという実態があることに加え、地域社会を担う方々の高齢化が今後ますます進んでいくことを念頭に取組を検討する必要があります。

(国立社会保障・人口問題研究所「平成 30 年日本の地域別将来推計人口」および「日本の将来推計人口(平成 29 年推計, 出生中位・死亡中位)」より)

		令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
日野市	総人口	102.2	103.0	102.8	101.9	100.5
	65歳以上人口	108.0	110.6	115.8	124.6	135.2
多摩市	総人口	98.8	96.7	93.6	90.2	86.7
	65歳以上人口	110.4	112.8	115.0	119.2	125.4
稲城市	総人口	102.3	103.3	103.5	102.9	102.0
	65歳以上人口	110.9	117.5	127.0	140.8	155.9
東京都	総人口	101.6	102.4	102.7	102.5	101.8
	65歳以上人口	104.9	106.7	111.6	119.9	130.4
全国	総人口	98.6	96.4	93.7	90.7	87.3
	65歳以上人口	106.9	108.6	109.7	111.7	115.8

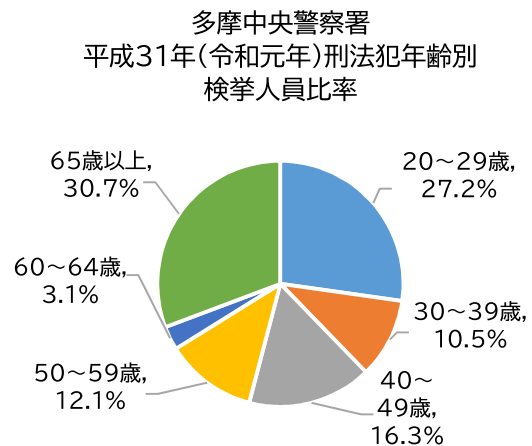
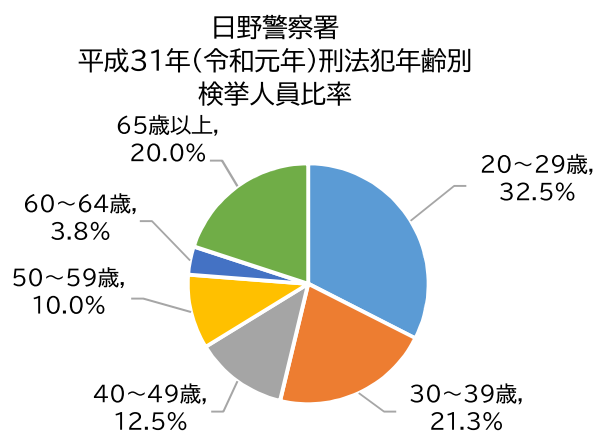
＜参考＞検挙人員全体に占める 65 歳以上の割合と高齢化率の推移(単位:%)

(令和2年版警察白書および令和2年版高齢社会白書より)

	平成2年	平成12年	平成22年	平成31年 (令和元年)
検挙人員全体に占める 65 歳以上の割合	2.2	5.8	14.9	22.0
高齢化率(65 歳以上人口の割合)	12.1	17.4	23.0	28.4

＜参考＞警察署別刑法犯年齢別検挙人数割合

(法務省矯正局東京矯正管区提供)



(3)高齢者(65 歳以上)の検挙人員の罪名別構成比(令和元年・単位:%)

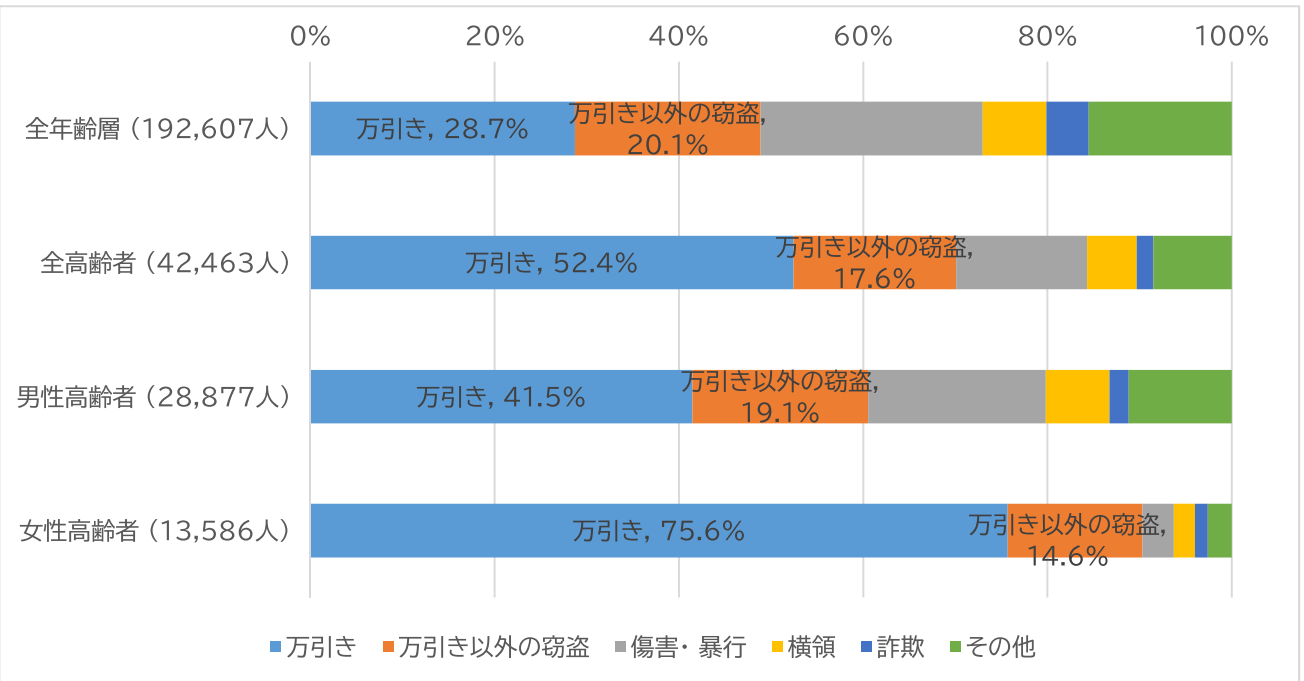
全年齢層と比べて、全高齢者では窃盗の割合が7割を超えています。特に、女性高齢者では約9割が窃盗であり、万引きによる者の割合が約8割と顕著に高い特徴があります。

(令和2年版犯罪白書より)

	万引き	万引き以外の窃盗	傷害・暴行	横領	詐欺	その他
全年齢層 (192,607 人)	28.7	20.1	24.1	6.9	4.6	15.5
全高齢者 (42,463 人)	52.4	17.6	14.2	5.4	1.8	8.5
男性高齢者 (28,877 人)	41.5	19.1	19.3	6.9	2.1	11.2
女性高齢者 (13,586 人)	75.6	14.6	3.4	2.3	1.4	2.6

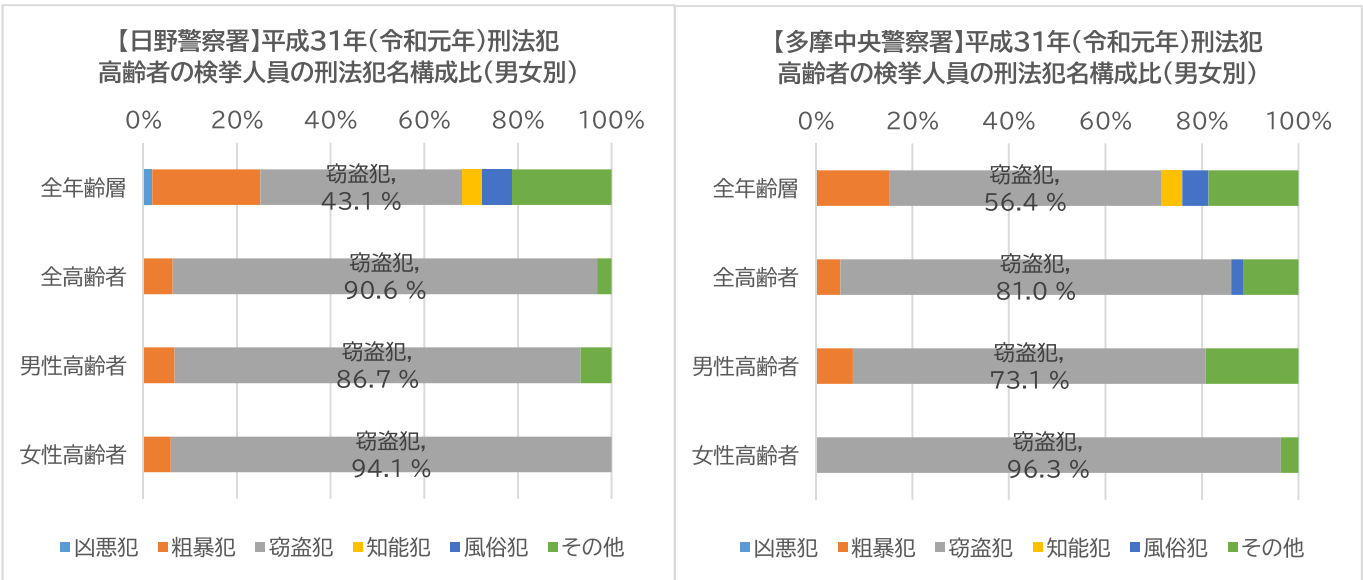
※()内は人員 ※「万引き」と「万引き以外の窃盗」をあわせて「窃盗」

単位: %



<参考>警察署別高齢者の検挙人員の刑法犯名構成比

(法務省矯正局東京矯正管区提供) 単位: %



(4)保護司の平均年齢

保護司の平均年齢は3市とも高い水準で推移しています。こうした状況を踏まえつつ、保護司などの更生保護を支えるボランティアの活動しやすい環境づくりについても検討していく必要があります。

令和元年版犯罪白書より※全国平均のみ ※各年1月1日時点の値 単位:歳

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)
日野市	61.6	62.6	62.4	63.7	64.1
多摩市	65.1	65.5	65.5	65.0	64.3
稲城市	65.2	64.7	65.7	66.7	67.4
東京都	63.8	64.0	63.7	63.9	63.8
全国	64.7	64.9	65.0	65.1	65.1

(5)社会を明るくする運動の参加者数

犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」には、毎年多くの方に参加いただいています。再犯防止に向けた啓発事業として今後も推進していくことが求められます。

(法務省大臣官房秘書課提供 ※全国及び東京都のみ) 単位:人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)
日野市	695	467	560	561	61
多摩市	929	963	909	111	298
稲城市	379	415	447	431	452
東京都	307,451	331,892	331,897	311,510	318,432
全国	2,563,333	2,833,914	2,769,306	3,228,710	2,969,544

※日野市は平成31年(令和元年)から、多摩市は平成30年から街頭啓発活動に実施形態を変更。

2 共通理念

(1)基本方針

- ① 関係者・関係機関等との緊密な連携・協力と犯罪をした者等への切れ目のない支援(国計画基本方針①・②)
- ② 犯罪被害者等の尊厳への配慮及び犯罪をした者等が自らの責任を自覚し犯罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえた取組の実施(国計画基本方針③)
- ③ 社会情勢等に応じた効果的な施策の実施(国計画基本方針④)
- ④ 地域社会の理解と協力を進めるための普及・啓発(国計画基本方針⑤)
- ⑤ 保護司など民間協力者の活動しやすい環境づくりへの支援(再犯防止推進計画加速化プラン③)

(2)取組の枠組み

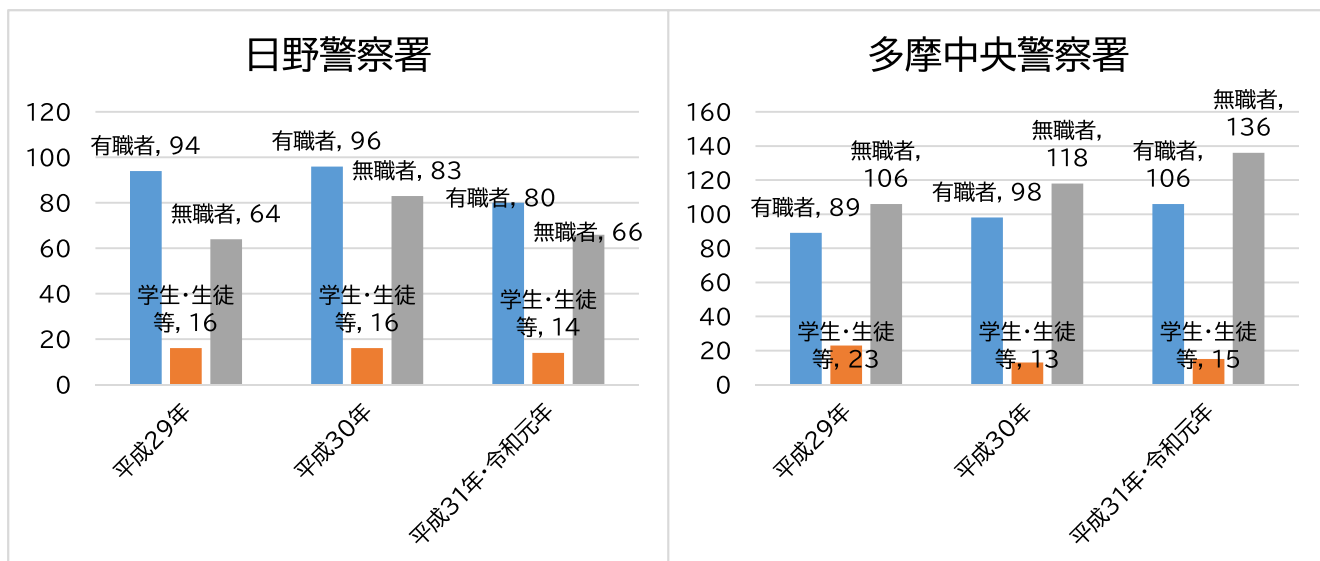
上記基本方針に基づき、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。

① 就労・住居の確保など

犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の有無は再犯率にも影響する重要な要素であり、刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職で、仕事に就いていない者の再犯率は仕事に就いている者の約3倍の差が生じており、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。(国計画より)。また、刑務所等からの満期出所者の4割以上(全国で約 3,400 人(令和元年法務省「矯正統計年報」より))が適当な住居が確保されないまま出所し、帰住先の確保されている者と比較して再犯に至るまでの期間が短くなっているという実情を踏まえ、就労や住居確保のための相談・支援等を充実させる必要があります。

例:協力雇用主や受刑者等採用相談窓口(コレワーク)など事業者等への情報提供、ハローワーク共催就職面接会、公営住宅の提供

<参考> 検挙人員における犯行時の職業別状況(少年除く)(法務省矯正局東京矯正管区提供) 単位:人



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

刑法犯の検挙人員総数が減少している中で、65歳以上の高齢者の検挙人員は横ばいで推移しており、高齢者の割合は増加しています。出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています(令和2年法務省「犯罪白書」及び国計画より)。また、覚醒剤取締法違反の同一罪名再犯者率が上昇傾向にある一方、大麻取締法違反の検挙人員が令和元年に過去最多となり、その半数以上が20代以下でした。大麻取締法違反の検挙者に占める再犯者の割合も、平成28年は22.4%と、平成18年に比べて2倍近い割合になっており、若年層の認識不足やインターネットなど気軽に入手できることなどにより更なる増加が危惧されます(厚生労働省HPより)。

他にも高齢者、障害のある者、依存症(アルコール、薬物、ギャンブル等)を有する者等、犯罪をした者等の中には保健医療、福祉サービスの利用が必要な者が多く、有機的な連携のもと、機動的かつ継続的な支援を行う必要があります。

例:健康管理支援、生活困窮者自立支援事業、薬物乱用防止啓発

③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等

非行を行う背景には、規範意識の低下、社会とのつながりの希薄化、家庭環境の変化、貧困や虐待等の被害体験、集団的不良交友関係等様々な要因が複合的に生じているためと考えられます。非行を生まないためにも、青少年の規範意識の向上、社会とのつながりの強化、世帯の抱える生活課題への支援が求められています。また、全国の高等学校進学率は98.8%ですが、少年院入所者の25.3%、入所受刑者の37.4%が中学校卒業

後、高等学校に進学しておらず、また非行等が原因で高等学校を中退している者も少年院入所者の40.9%、入所受刑者の24.6%と多い状況です(令和2年法務省「少年院在院者への高等学校教育機会の提供に向けた検討会」及び国計画より)。非行の未然防止や青少年の健全育成のため、また非行や犯罪に陥った少年が立ち直り地域社会の一員として社会復帰を果たすために、学校・家庭・地域・関係機関等が連携して相談支援体制の充実や居場所づくり、必要な修学支援等の取組を行うことが必要です。

例:児童館事業、就学援助、小・中学生に対する更生保護講座、薬物乱用防止啓発、教育相談

④民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進等

各地域において、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、その他多くの民間ボランティアの方々が地道に活動しています。しかし、保護司の高齢化、民間ボランティアの減少、再犯防止に関する施策等が身近なものではない等の課題があり、引き続き支援を行っていく必要があります。

例:NPO 法人、保護司会、更生保護女性会等の支援、社会を明るくする運動の推進

⑤再犯防止のための連携体制の整備等

犯罪をした者等の中には、矯正施設や保護観察所等の刑事司法関係機関による指導・支援等を受け終わった後においてもその社会復帰を促し再犯を防止するため、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいます。地方公共団体による各種住民サービスや民間団体による支援に円滑につなげ、フォローすることを可能とする連携の仕組みが必要です。

例:関係機関、保護司会等の連携会議設置

(3)3 市共通で行う取組

- ①再犯防止への市民の理解促進に向けた取組を共に進めるため、3市間の連携を強化していきます。
- ②犯罪をした者等が適切な行政情報を受けられるよう、3市協働で情報提供の充実に向けた取組を進めます。
- ③保護司会と3市で定期的な意見交換を行い、緊密に連携していきます。また、サポートセンターの管理・運営など保護司会活動への支援も継続して進めます。
- ④各市における社会を明るくする運動の広報活動について、市と保護司会の協働による取組を進めます。